

## 「建設業の元請業者」の皆様へ！

住所 那覇市壺川 1-4-15

TEL 098-855-7910

福働会一人親方部会

理事長 平良 あき子



### 「一人親方労災保険特別加入」のご案内

～建設業の一人親方を守る、政府管掌で唯一の**労災保険特別加入制度**～

労働保険事務組合福働会では建設業の一人親方を守る為、厚生労働大臣認可の**労災保険特別加入事務組合「福働会一人親方部会」**を設立しました。

本来、労災保険は事業所の従業員など、労働者の業務災害や通勤災害に対して補償を行う事を目的とした制度です。その為、ご自身が事業主にあたる一人親方は労災保険の加入対象にはなりません。

しかしながら、建設業などの一人親方は業務の実態や災害発生が労働者に近い為、国は労働者ではない一人親方に対しても特別に労災保険の加入を認めています。

建設業に従事する下請けの一人親方が、労災保険に加入する事で、安心して仕事を任せられます。

**是非この機会に貴社と関連のある「一人親方」の方をご紹介下さい。**

◆このようなお悩みをお持ちの一人親方にオススメです◆

- ・ 下請・外注・出来高払いで働いていて労災保険に加入できない
- ・ 危険な仕事にも拘らず労災事故にあったときの補償が無くて不安
- ・ 下請けの現場で元請会社から労災保険加入を求められた
- ・ できるだけ安く労災保険に加入したい
- ・ 年間平均 100 日以上勤務する労働者を雇う予定が無い



- 加入条件：建設の事業に従事する労働者を使用しない一人親方
- 手数料：年会費（12,000 円）＋保険料（年間 24,273 円～）
- 申込方法：加入のお手続きは所定の申込用紙に必要事項を記入するだけです。

一人親方を紹介したい、又は詳細について、お聞きになりたい事業所の方は事務局までお気軽にご連絡ください。

福働会一人親方部会事務局 担当 市丸・坪倉

連絡先：098-855-7910